

平成 20 事業年度

決 算 報 告 書
監事及び会計監査人
の意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構

目 次

ページ

決算報告書

1. 一般勘定	1
2. 産業基盤整備勘定	2
3. 施設整備等勘定	3
4. 小規模企業共済勘定	4
5. 中小企業倒産防止共済勘定	5
6. 工業再配置等業務特別勘定	6
7. 産炭地域経過業務特別勘定	7
8. 出資承継勘定	8

監事及び会計監査人の意見

1. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号） 第38条第2項の規定による財務諸表及び決算報告 書に関する監事の意見書	9
2. 独立監査人の監査報告書	10

決算報告書
平成20事業年度
(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	15,509,422,000	15,509,422,000	-	
施設整備費補助金	0	524,440,139	524,440,139	
その他の補助金等	185,308,000	140,904,668	△ 44,403,332	事業実績の減
借入金等	414,654,000	413,624,000	△ 1,030,000	高度化貸付に係る借入金の減
貸付等回収金	80,801,448,000	54,401,069,096	△ 26,400,378,904	高度化回収の減
貸付金利息	2,523,197,000	3,129,333,209	606,136,209	
業務収入	2,177,753,000	2,001,717,873	△ 176,035,127	事業収入の減
運用収入	2,225,900,000	2,533,604,413	307,704,413	
受託収入	5,142,377,000	4,421,696,367	△ 720,680,633	事業実績の減
その他収入	149,879,000	345,147,235	195,268,235	消費税還付金の増
計	109,129,938,000	83,420,959,000	△ 25,708,979,000	
支出				
業務経費	32,000,868,000	33,724,947,914	1,724,079,914	事業実績の増
貸付金	122,759,410,000	122,093,740,000	△ 665,670,000	高度化貸付の減
出資金	28,000,000,000	9,214,345,635	△ 18,785,654,365	出資実績の減
受託経費	5,142,377,000	4,549,032,565	△ 593,344,435	事業実績の減
借入金等償還	682,636,000	610,601,923	△ 72,034,077	高度化貸付に係る借入金償還の減
支払利息	9,489,000	9,779,521	290,521	
一般管理費	1,216,271,000	1,192,595,238	△ 23,675,762	
その他支出	201,240,000	13,552,850	△ 187,687,150	
計	190,012,291,000	171,408,595,646	△ 18,603,695,354	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1)貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2)運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成20事業年度
(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(産業基盤整備勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	141,379,000	62,287,663	△ 79,091,337	求償権回収等の減
運用収入	422,956,000	450,253,176	27,297,176	出資、保証履行の減による運用資産の増
その他収入	736,000	638,579	△ 97,421	
計	565,071,000	513,179,418	△ 51,891,582	
支出				
業務経費	133,490,000	112,309,841	△ 21,180,159	経営基盤強化業務費の減
出資金	200,000,000	-	△ 200,000,000	出資実績なし
代位弁済費	168,755,000	12,269,176	△ 156,485,824	保証履行額の減
一般管理費	16,969,000	12,244,759	△ 4,724,241	管理部門に係る経費負担の減
計	519,214,000	136,823,776	△ 382,390,224	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1)業務収入は、損益計算書の債務保証料収入額に求償権回収額を加算した額を記載しております。
- (2)代位弁済費は、保証債務の履行金額を記載しており、貸借対照表の求償権に記載しております。
- (3)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成20事業年度
(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(施設整備等勘定)

(単位:円)

区分	予算額	決算額	差額	備考
収入				
その他の補助金等	28,493,000	28,491,000	△ 2,000	
政府出資金	-	574,000,000	574,000,000	施設整備費の繰り越しに伴う繰越出資金の受入
貸付回収金	735,562,000	477,736,000	△ 257,826,000	貸付債権の回収が進まなかったことによる減
貸付金利息	4,833,000	16,935,578	12,102,578	貸付債権の回収による増
業務収入	1,926,704,000	2,076,243,296	149,539,296	施設賃貸収入の増
運用収入	50,504,000	101,508,739	51,004,739	運用資産増加による増
受託収入	143,000,000	131,038,000	△ 11,962,000	地方公共団体からの受託事業の減
その他収入	43,738,000	6,593,459	△ 37,144,541	消費税還付金がなかったことによる減
計	2,932,834,000	3,412,546,072	479,712,072	
支出				
業務経費	1,903,747,000	1,881,072,746	△ 22,674,254	事業実績の減
受託経費	143,000,000	131,038,000	△ 11,962,000	地方公共団体からの受託事業の減
借入金等償還	4,032,006,000	4,032,006,000	-	
支払利息	150,894,000	152,214,324	1,320,324	
一般管理費	99,115,000	70,266,924	△ 28,848,076	管理部門に係る経費負担の減
計	6,328,762,000	6,266,597,994	△ 62,164,006	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1)業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成20事業年度
(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(小規模企業共済勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	4,413,973,000	4,413,973,000	—	
貸付等回収金	455,036,530,000	465,122,074,000	10,085,544,000	貸付回収金の増
貸付金利息	7,117,626,000	6,379,016,462	△ 738,609,538	
業務収入	514,998,382,000	521,283,041,910	6,284,659,910	在籍平均口数の増等
運用収入	95,480,738,000	96,285,477,007	804,739,007	有価証券利息の増等
その他収入	758,381,000	1,148,185,126	389,804,126	未払給付金の雑収入計上に伴う増等
計	1,077,805,630,000	1,094,631,767,505	16,826,137,505	
支出				
業務経費	665,948,301,000	653,995,404,964	△ 11,952,896,036	解約手当金の減等
貸付金	495,036,000,000	483,688,109,500	△ 11,347,890,500	貸付規模の減
支払利息	49,191,000	41,847,840	△ 7,343,160	
一般管理費	149,123,000	144,637,910	△ 4,485,090	管理部門に係る経費負担の減
計	1,161,182,615,000	1,137,870,000,214	△ 23,312,614,786	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成20事業年度
(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	1,718,084,000	1,718,084,000	—	
貸付等回収金	47,385,992,000	49,479,279,969	2,093,287,969	貸付回収金の増
貸付金利息	289,802,000	288,492,671	△ 1,309,329	
業務収入	60,858,846,000	46,172,685,520	△ 14,686,160,480	掛金収入の減
運用収入	5,658,950,000	5,904,292,895	245,342,895	運用利回りの上昇
その他収入	6,915,000	397,812,151	390,897,151	倒産防止共済基金戻入益の計上
計	115,918,589,000	103,960,647,206	△ 11,957,941,794	
支出				
業務経費	41,675,368,000	49,648,998,530	7,973,630,530	解約手当金の増等
貸付金	51,260,100,000	69,132,800,000	17,872,700,000	貸付規模の増
支払利息	146,873,000	144,061,980	△ 2,811,020	
一般管理費	124,932,000	122,422,724	△ 2,509,276	管理部門に係る経費負担の減
計	93,207,273,000	119,048,283,234	25,841,010,234	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書

平成20事業年度

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(工業再配置等業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	5,382,923,000	7,892,742,083	2,509,819,083	産業用地の譲渡実績の増
運用収入	77,027,000	175,477,603	98,450,603	産業用地の売却収入等による運用資産の増
受託収入	163,946,000	113,693,880	△ 50,252,120	地方公共団体からの受託事業の減
その他収入	11,830,000	20,016,824	8,186,824	
計	5,635,726,000	8,201,930,390	2,566,204,390	
支出				
業務経費	2,407,440,000	1,519,460,198	△ 887,979,802	産業用地の維持管理経費等の減
受託経費	163,946,000	113,693,880	△ 50,252,120	地方公共団体からの受託事業の減
借入金等償還	21,900,000,000	21,900,000,000	-	
支払利息	529,597,000	530,618,738	1,021,738	
一般管理費	124,749,000	96,120,317	△ 28,628,683	管理部門に係る経費負担の減
計	25,125,732,000	24,159,893,133	△ 965,838,867	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1)業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成20事業年度

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(産炭地域経過業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
借入金等	16,300,000,000	12,200,000,000	△ 4,100,000,000	所要資金の減による借入金の減
貸付等回収金	556,367,000	599,375,516	43,008,516	事業貸付金の回収による増
貸付金利息	32,533,000	24,437,889	△ 8,095,111	貸付金の繰上返済等による減
業務収入	1,123,673,000	1,170,063,295	46,390,295	産業用地の譲渡実績の増
運用収入	110,963,000	153,165,678	42,202,678	産業用地の売却収入等による運用資産の増
その他収入	143,174,000	12,346,139	△ 130,827,861	宿舍を売却しなかったことによる減
計	18,266,710,000	14,159,388,517	△ 4,107,321,483	
支出				
業務経費	3,156,525,000	1,370,985,957	△ 1,785,539,043	産業用地の維持管理経費等の減
借入金等償還	23,856,818,000	21,806,818,000	△ 2,050,000,000	所要資金の減による借入金の減
支払利息	330,571,000	281,779,427	△ 48,791,573	借入金の返済による支払手数料の減
一般管理費	71,854,000	71,087,741	△ 766,259	
計	27,415,768,000	23,530,671,125	△ 3,885,096,875	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成20事業年度
(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(出資承継勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	776,000,000	896,654,633	120,654,633	ベンチャーファンド'分配金等の増
運用収入	26,267,000	37,107,451	10,840,451	ベンチャーファンド'分配収入による運用資産の増
その他収入	98,000	164,997	66,997	
計	802,365,000	933,927,081	131,562,081	
支出				
業務経費	18,805,000	26,691,545	7,886,545	
出資金	237,000,000	113,000,000	△ 124,000,000	ベンチャーファンド'のキャピタルコールの減
一般管理費	2,347,000	3,239,770	892,770	
計	258,152,000	142,931,315	△ 115,220,685	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要


- (1)業務収入は、ベンチャーファンドの分配金収入額にベンチャー株式の売却収入額等を加算した額を記載しております。
- (2)出資金は、ベンチャーファンドに対するキャピタルコールの支出額を記載しております。
- (3)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。


独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第2項
の規定による財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書


独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成20年度財務諸表及び
決算報告書について監査したところ、適正であると認めます。

平成21年6月19日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

監事 高橋 同子 

監事 池田 真 

監事 辻 見洋 


独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日


独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 前田正博 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水 至 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

樋澤克彦 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木裕子 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)、勘定別損失の処理に関する書類(案)及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定、工業再配置等業務特別勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る各勘定別財務諸表(利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)を除く。)並びに法人単位財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日


独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 前田正博 殿

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水 至 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

樋澤克彦 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木裕子 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第5期事業年度の連結財務諸表、すなわち、施設整備等勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書及び勘定別連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書、法人単位連結剰余金計算書及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、連結財務諸表について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人は、上記の施設整備等勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）及び法人単位連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上